

令和5年

徳島の少年非行

徳島県警察本部
少年女性安全対策課

目 次

1	少年非行の概況	1
2	徳島県の少年非行概況	2
3	刑法犯少年	
(1)	刑法犯少年の推移	3
(2)	刑法犯少年の人口比の推移	4
(3)	全刑法犯に占める刑法犯少年の割合	5
(4)	刑法犯少年の学職・年齢別状況	6
(5)	刑法犯少年による初発型非行の状況	7
(6)	刑法犯少年による窃盗の手口別状況	8
(7)	刑法犯少年の再非行の状況	8
(8)	刑法犯少年の女子非行の状況	9
4	特別法犯少年	
(1)	特別法犯少年の推移	10
(2)	特別法犯少年の学職別状況	10
5	触法少年	
(1)	触法少年（刑法）の推移	11
(2)	触法少年（刑法）の学職・年齢別状況	12
(3)	触法少年（刑法）による初発型非行の状況	12
(4)	触法少年（刑法）による窃盗の手口別状況	13
(5)	触法少年（刑法）の女子非行の状況	13
(6)	触法少年（刑法）の再非行の状況	13
(7)	触法少年（特別法）の状況	13
6	校内暴力事件の状況	14
7	少年の福祉を害する犯罪の状況	15
8	不良行為少年の状況	16
9	家出少年の状況	17
10	少年相談の受理状況	18
11	非行防止・薬物乱用防止活動状況	19
12	少年警察ボランティアについて	19
13	少年サポートセンターの活動状況	20
14	主な検挙・補導事例（令和5年）	21
15	警察署別刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導状況	22

1 少年非行の概況

(1) 令和5年中における全国の非行情勢

- ・ 刑法犯少年の検挙人員が18,949人と前年に比べ、4,062人(27.3%)増加しています。包括罪種別ではすべての罪種で増加しています。
- ・ 特殊詐欺の検挙人員は446人で、前年に比べて5.7%減少しましたが、依然として高い水準となっており、検挙人員の内「受け子」が319人で全体の71.5%となっています。
- ・ 特別法犯少年の検挙人員は、5,033人と前年に比べ394人(8.5%)増加しています。
- ・ 大麻事犯は1,222人と前年に比べ310人(34.0%)の大幅に増加しています。
- ・ 触法少年(刑法)は、7,257人と前年に比べ20.4%増加し、触法少年(特別法)は756人と前年に比べ7.4%増加しています。

(2) 令和5年中における徳島県の非行情勢

- ・ 刑法犯少年の検挙人員が72人と前年に比べ13人(22.0%)増加し、特別法犯で検挙した少年は24人で前年に比べ11人(84.6%)増加しています。
- ・ 触法少年(刑法)は30人と前年に比べ11人(57.9%)増加し、触法少年(特別法)はおらず、前年同期は3人であった。
- ・ 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年を含めた非行少年の総数は127人で前年に比べ33人(35.1%)増加しています。

用語の説明

- 犯 罪 少 年…罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
- 触 法 少 年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
- 刑 法 犯 少 年…刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。(ただし、交通関係を除く。)
- 特 別 法 犯 少 年…特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。(ただし、道路交通法令違反を除く。)
- 触法少年(刑法) …刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。(ただし、交通関係を除く。)
- 触法少年(特別法) …特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。(ただし、道路交通法令違反を除く。)
- ぐ 犯 少 年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の少年をいう。
- 非 行 少 年…犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- 不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 初 発 型 非 行…非行の手段が容易で動機が単純であり、各種非行の入口となる万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領をいう。
- 福 祉 犯…児童買春に係る犯罪など、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

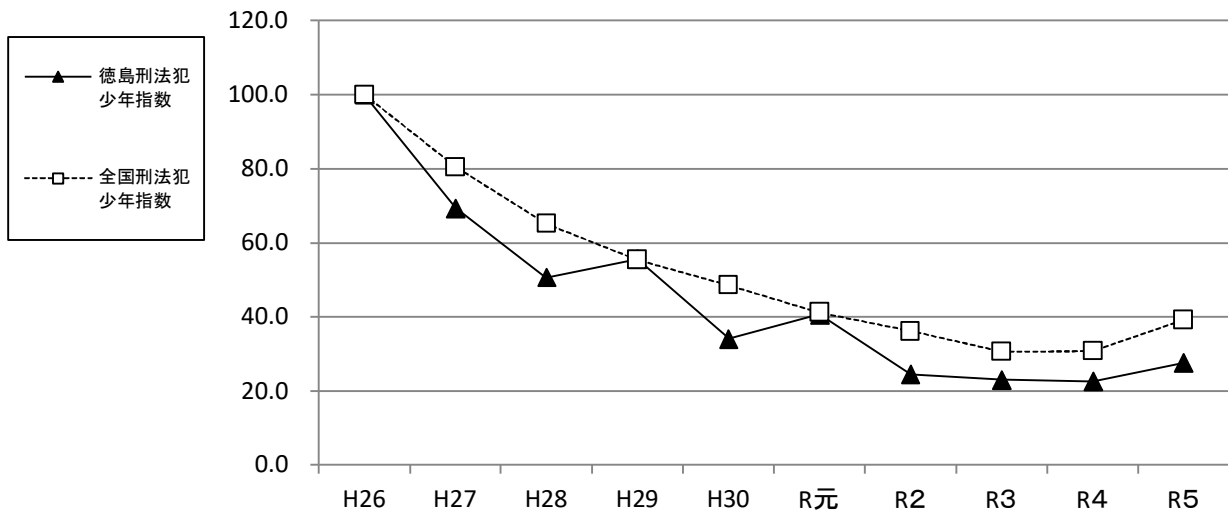
本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

2 徳島県の少年非行概況

非行少年の検挙・補導状況

区分		年別	検挙・補導人員(人)		増減数(人)	増減率(%)
			令和4年	令和5年		
非 行 少 年	犯罪少年	刑法犯少年	59	72	13	22.0
		特別法犯少年	13	24	11	84.6
	触法少年	触法少年(刑法)	19	30	11	57.9
		触法少年(特別法)	3	0	-3	-
	ぐ犯少年	0	1	1	-	
	合計		94	127	33	35.1

刑法犯少年の推移(全国と徳島県)



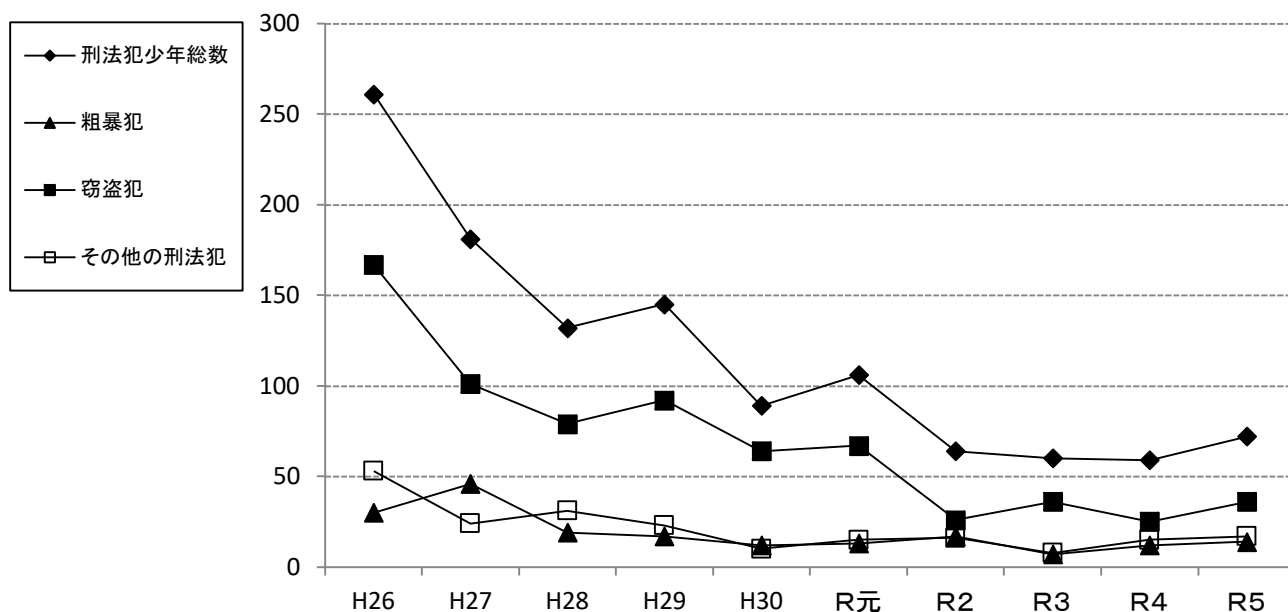
年		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
徳 島 県	刑法犯少年	261	181	132	145	89	106	64	60	59	72
	特別法犯少年	31	45	21	28	24	17	17	16	13	24
	触法少年(刑法)	71	35	32	39	22	15	15	8	19	30
	触法少年(特別法)	0	0	1	3	0	0	0	0	3	0
	刑法犯少年指数	100.0	69.3	50.6	55.6	34.1	40.6	24.5	23.0	22.6	27.6
全 国	刑法犯少年	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949
	特別法犯少年	5,720	5,421	5,288	5,041	4,354	4,557	5,022	4,940	4,639	5,033
	触法少年(刑法)	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581	6,025	7,257
	触法少年(特別法)	801	800	743	730	633	607	569	628	704	756
	刑法犯少年指数	100.0	80.5	65.2	55.4	48.6	41.2	36.1	30.6	30.8	39.2

3 刑法犯少年

(1) 刑法犯少年の推移

令和5年中の刑法犯少年の罪種別推移については、凶悪犯は変わらず、粗暴犯が2人、窃盗犯が11人、その他刑法犯が2人増加し、風俗犯と知能犯がそれぞれ1人減少しました。

過去10年間の罪種別推移



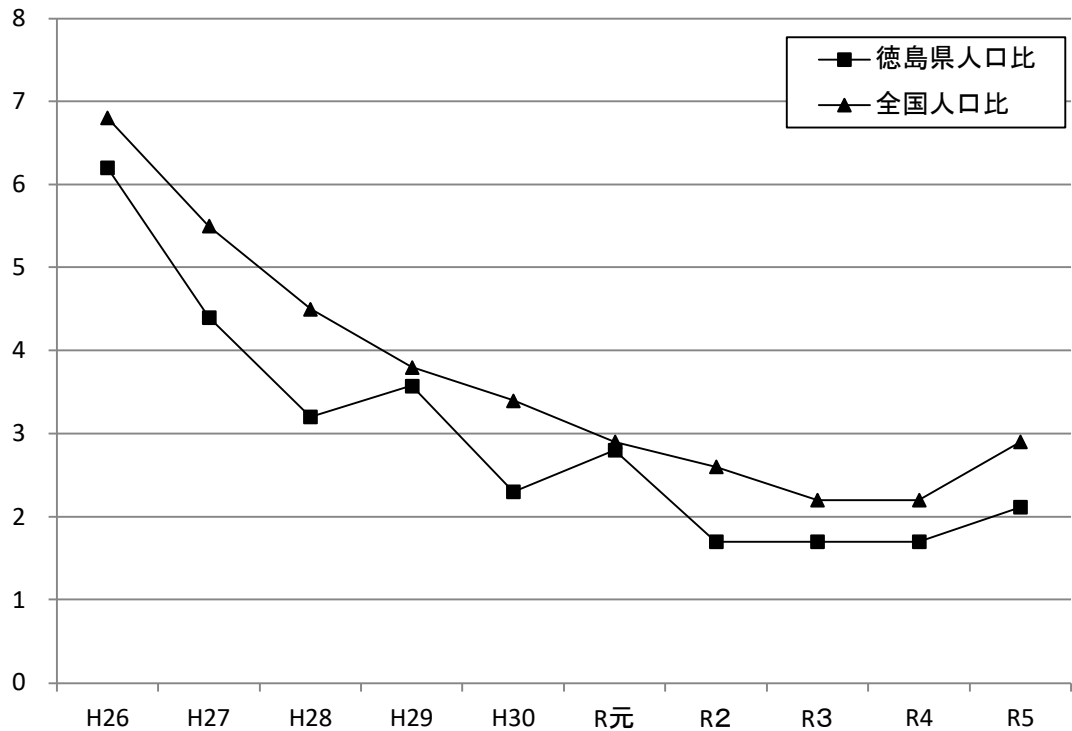
刑法犯少年の罪種別推移

区分\年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
刑法犯少年	261	181	132	145	89	106	64	60	59	72
凶悪犯	2	3		7		4		3	2	2
粗暴犯	30	46	19	17	12	13	17	7	12	14
窃盗犯	167	101	79	92	64	67	26	36	25	36
うち万引き	66	48	37	34	33	24	15	13	10	19
知能犯	5	4		2	2	3	4	4	4	3
風俗犯	4	3	3	4	1	4	1	2	1	0
その他の刑法犯	53	24	31	23	10	15	16	8	15	17
うち占有離脱物横領	27	11	19	12	6	12	3	4	3	1

(2) 刑法犯少年の人口比の推移

全国及び徳島県の過去10年間の刑法犯少年の人口比の推移については、徳島県、全国ともに増加傾向にあります。

刑法犯少年の人口比の推移



区分		年									
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
徳島県	人口比	6.2	4.4	3.2	3.6	2.3	2.8	1.7	1.7	1.7	2.1
	少年人口	42,281	41,450	40,857	40,574	39,508	38,266	37,072	35,004	34,670	34,051
全国	人口比	6.8	5.5	4.5	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3	2.9
	少年人口	7,112	7,077	7,004	7,052	6,909	6,867	6,718	6,735	6,473	6,534

注：14歳～19歳の1000人当たりの人口比

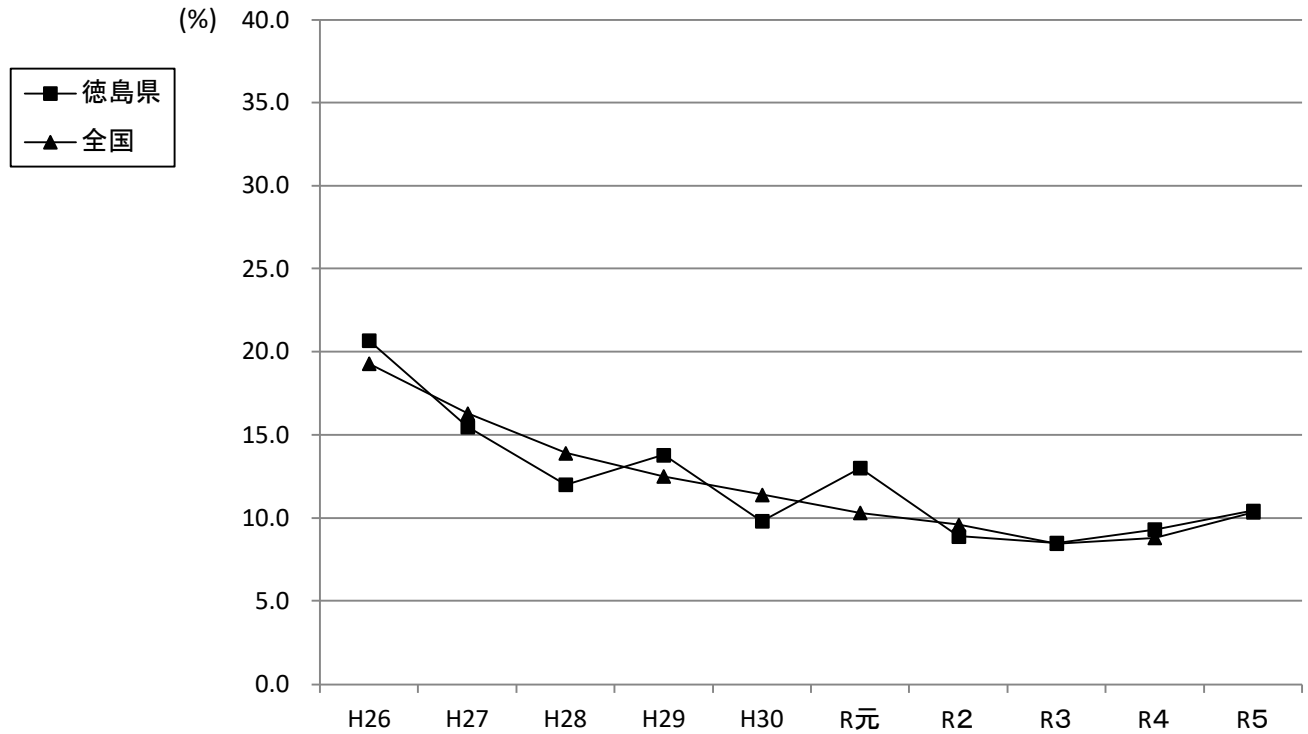
全国の少年人口は、概算値（単位：千人）で計上

徳島県の少年人口は、平成23～26、28～30年、令和元年、3年、4年、5年は各年10月1日現在、平成22年、27年、令和2年は7月1日現在の推計人口に基づく

(3) 全刑法犯に占める刑法犯少年の割合

令和5年中の徳島県における成人を含めた全刑法犯の検挙人員は690人で、うち刑法犯少年が全体の10.4%を占めています。

全刑法犯に占める刑法犯少年の割合の推移(全国と徳島)



		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
徳島県	成人被疑者	1,002	987	971	903	821	703	609	643	577	618
	刑法犯少年	261	181	132	145	89	106	64	60	59	72
	全刑法犯に占める刑法犯少年の割合(%)	20.7	15.5	12.0	13.8	9.8	13.0	8.9	8.5	9.3	10.4
全国	成人被疑者	202,754	200,434	194,860	188,206	182,605	172,693	165,116	160,223	154,222	164,320
	刑法犯少年	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949
	全刑法犯に占める刑法犯少年の割合(%)	19.3	16.3	13.9	12.5	11.4	10.3	9.6	8.5	8.8	10.3

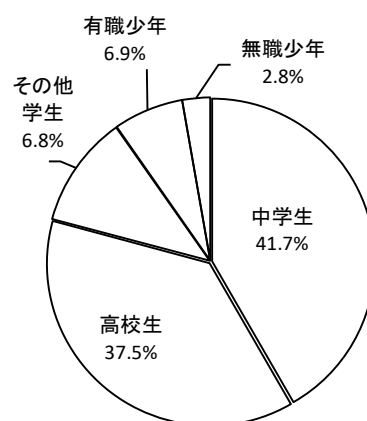
(4) 刑法犯少年の学職・年齢別状況

刑法犯少年の学職別では、中学生が30人（41.7%）で最も多く、次いで高校生が27人（37.5%）となっており、中・高校生が刑法犯少年全体の79.2%を占めています。

刑法犯少年と触法少年（刑法）を合わせると、中学生は57人となります。

刑法犯少年の学職・罪種別検挙状況(令和5年)

学職別 罪種別	刑 法 犯 少 年					
	計	中学生	高校生	その他学生	有職	無職
凶 悪 犯	2			2		
粗 暴 犯	14	5	8		1	
うち暴行	2	1	1			
うち傷害	12	4	7		1	
うち脅迫	0					
うち恐喝	0					
窃 盗 犯	36	17	13	2	2	2
うち万引	19	8	8		1	2
知 能 犯	3			1	2	
風 俗 犯	0					
その他刑法犯	17	8	6	3		
占有離脱物横領	1			1		
総 合 計	72	30	27	8	5	2
前 年	59	10	29	4	9	7
全体に占める率(%)	100.0	41.7	37.5	11.1	6.9	2.8



刑法犯少年の年齢別状況(令和5年)

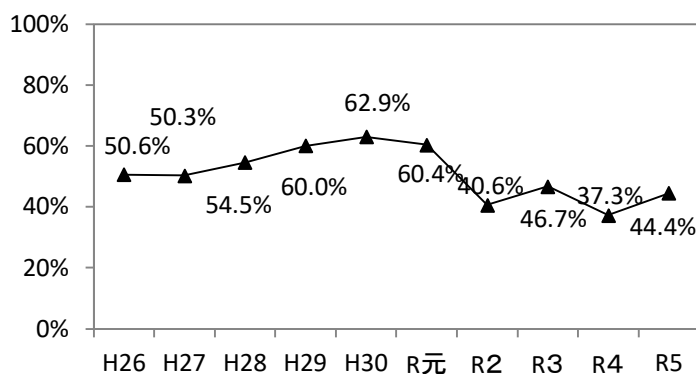
年齢別	年 別										
	H 26年	H 27年	H 28年	H 29年	H 30年	H 元年	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	
総数	261	181	132	145	89	106	64	60	59	72	
14歳	70	41	21	24	15	7	4	4	6	18	
15歳	56	44	36	40	7	14	7	8	7	16	
16歳	41	23	29	22	24	26	10	15	14	8	
17歳	48	30	18	19	14	25	6	14	13	17	
18歳	21	22	11	18	15	18	24	8	9	5	
19歳	25	21	17	22	14	16	13	11	10	8	

(5) 刑法犯少年による初発型非行の状況

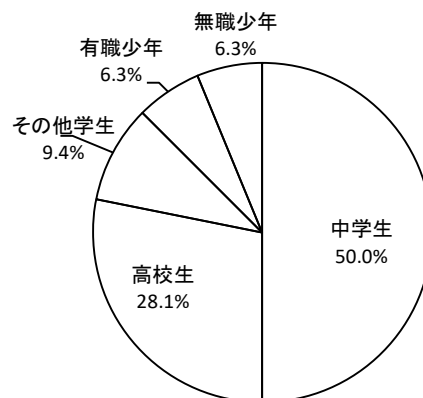
刑法犯少年72人のうち、初発型非行は32人で刑法犯少年全体の44.4%を占め、前年に比べ10人（45.5%）増加しています。

学職別では、中学生が16人（31.8%）、高校生が8人（36.4%）となっており、初発型非行全体の78.1%を中・高校生が占めています。

刑法犯少年に占める初発型非行の率



初発型非行の学職別状況(令和5年)



初発型非行の推移

区 分 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
刑法犯少年総数	261	181	132	145	89	106	64	60	59	72
初発型非行総数(人)	132	91	72	87	56	64	26	28	22	32
万 引 き	66	48	37	34	33	24	15	13	10	19
オートバイ盗	18	11	4	12	1	1	0	2	5	5
自 転 車 盗	21	21	12	29	16	27	8	9	4	7
占有離脱物横領	27	11	19	12	6	12	3	4	3	1
刑法犯少年に占める割合(%)	50.6	50.3	54.5	60.0	62.9	60.4	40.6	46.7	37.3	44.4

※ 占有離脱物横領とは、占有を離れた他人の物を不法に自分の物にすることをいいます。例えば、窃盗被害にあった自転車が放置され、これを自分の物としている場合などがこの罪種に該当します。

初発型非行学職別状況の推移

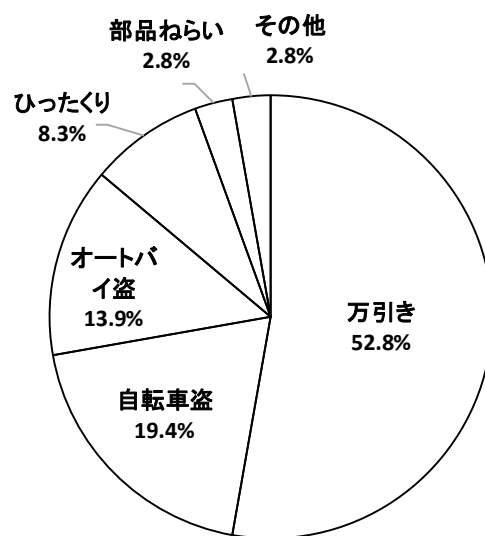
区 分 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
初発型非行学職別状況	132	91	72	87	56	64	26	28	22	32
中 学 生	41	38	20	19	10	7	4	5	7	16
高 校 生	60	34	34	55	30	42	11	12	8	9
その他学生	11	5	11	7	9	7	4	4	3	3
有 職 少 年	12	7	3	6	5	7	6	3	3	2
無 職 少 年	8	7	4	0	2	1	1	4	1	2

(6) 刑法犯少年による窃盗の手口別状況

刑法犯少年72人のうち、窃盗犯は36人（50.0%）で、前年に比べ11人（30.6%）増加しました。手口別にみると、万引きが19人（52.8%）、自転車盗が7人（19.4%）の順となっています。学職別では、中学生が17人（47.2%）、高校生が13人（36.1%）となっており、中・高校生で窃盗犯全体の83.3%を占めています。

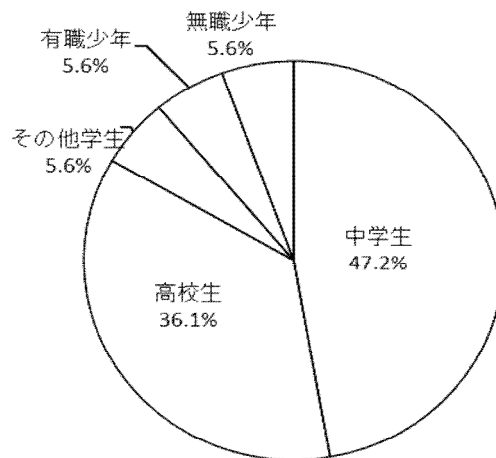
手口 \ 年別	令和4年	令和5年	前年比
万 引 き	10	19	9
自 動 車 盗			0
オートバイ盗	5	5	0
自 転 車 盗	4	7	3
ひ っ た く り		3	3
部 品 ね ら い		1	1
車 上 ね ら い			0
職 場 ね ら い	1		-1
さ い 銭 ね ら い	1		1
居 空 き			0
倉 庫 荒 ら し			0
事 務 所 荒 し			0
そ の 他	4	1	-3
総 数	25	36	11

窃盗犯手口別状況(令和5年)



窃盗犯少年学職別状況(令和5年)

総数 \ 学職別	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年
36	17	13	2	2	2



(7) 刑法犯少年の再非行の状況

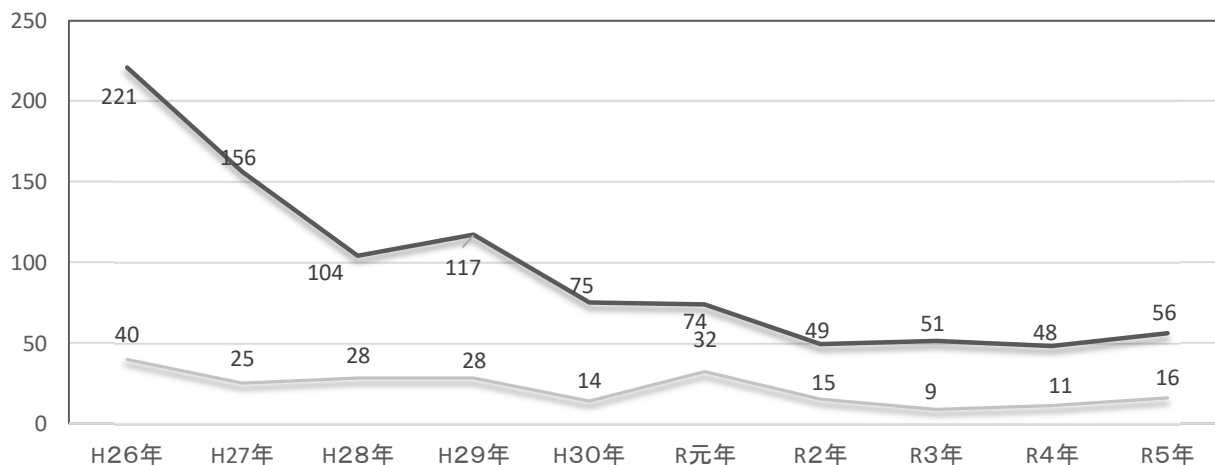
令和5年中の刑法犯少年の再非行の割合は22.2%となっています。

区分	年別	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
刑法犯少年	総 数	261	181	132	145	89	106	64	60	59	72
	再非行者数	87	66	36	38	18	26	15	17	13	16
	再非行率(%)	33.3	36.5	27.3	26.2	20.2	24.5	23.4	28.3	22.0	22.2

(8) 刑法犯少年の女子非行の状況

令和5年中の女子非行は、16人で刑法犯少年全体の22.2%を占め、前年より5人(45.4%)増加しています。罪種別では、窃盗が9人(56.3%)と最も多くなっています。

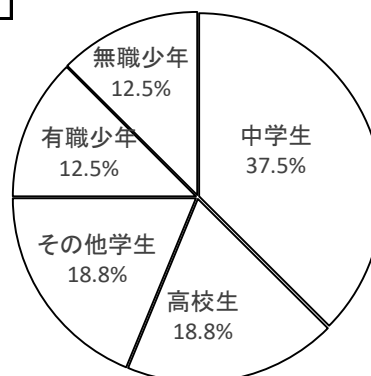
刑法犯少年に占める男女別の推移



年別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
男子	221	156	104	117	75	74	49	51	48	56
女子	40	25	28	28	14	32	15	9	11	16
刑法犯少年に占める女子の割合(%)	15.3	13.8	21.2	19.3	15.7	30.2	23.4	15.0	18.6	22.2

女子非行の学職別状況(令和5年)

総数\学職別	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年
16	6	3	3	2	2

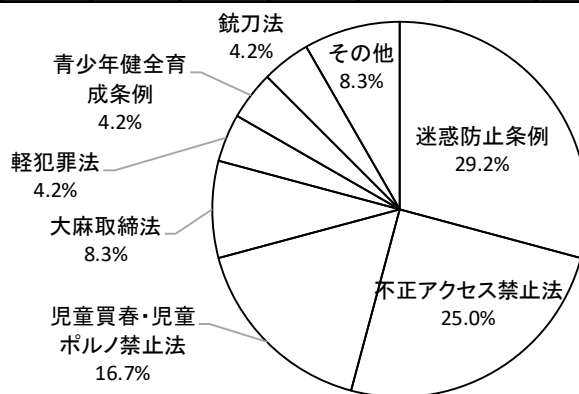


4 特別法犯少年

令和5年中に特別法犯で検挙した少年は24人で、前年に比べ11人（84.6%）増加しています。法令別に見ると、徳島県迷惑防止条例違反が7人で最も多く、次いで不正アクセス禁止法違反が6人となっています。

(1) 特別法犯少年の推移

区分\年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
特別法犯少年	31	45	21	28	24	17	17	16	13	24
軽犯罪法	25	26	8	13	17		5	2	1	1
迷惑防止条例	2	3	3	4	3	6	6	4	6	7
児童福祉法		1					1			
児童買春・児童ポルノ法	2	6	5	3	1	4	4	2		4
青少年健全育成条例	1	6	1			1		1	1	1
銃砲刀剣類所持等取締法		1	1	3	1				1	1
大麻取締法		1			1	3	1		3	2
覚せい剤取締法				1						
不正アクセス禁止法				1				2		6
その他	1	1	3	3	1	3		5	1	2



(2) 特別法犯少年の学職別状況

学職別\法令別	総数	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年
総数	24 (1)	10	8	3 (1)	2	1
軽犯罪法	1					1
迷惑防止条例	7	2	3	2		
児童買春・児童ポルノ禁止法	4	1	3			
青少年健全育成条例	1				1	
銃刀法	1	1				
不正アクセス禁止法	6	6				
大麻取締法	2		1		1	
その他	2 (1)		1	1 (1)		

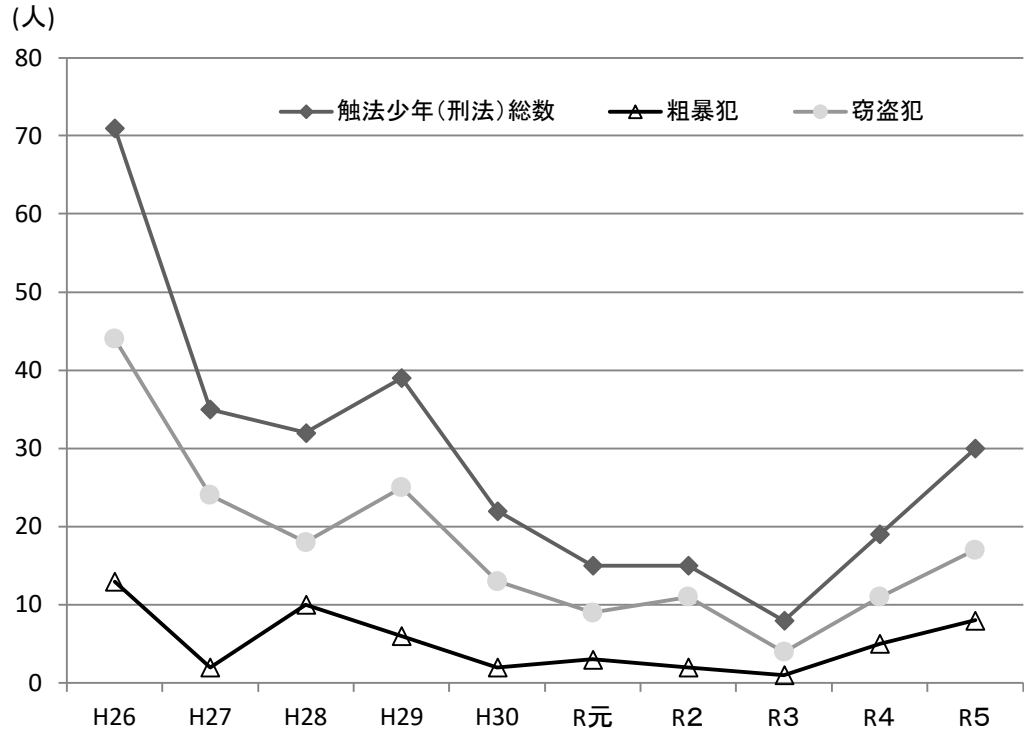
()内は、女子を内数で示す。

5 触法少年

(1) 触法少年(刑法)の推移

令和5年中の触法少年(刑法)は30人で、前年に比べ11人(57.9%)増加しています。

過去10年間の包括罪種別推移



触法少年(刑法)の包括罪種別推移

区分\年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
触法少年(刑法)	71	35	32	39	22	15	15	8	19	30
凶悪犯	2	2				1				1
粗暴犯	13	2	10	6	2	3	2	1	5	8
窃盗犯	44	24	18	25	13	9	11	4	11	17
うち万引き	12	12	9	16	5	4	9		5	5
知能犯					1					
風俗犯	2	1		3			1			1
その他の刑法犯	10	6	4	5	6	2	1	3	3	3
うち占有離脱物横領	4	2	1		1					

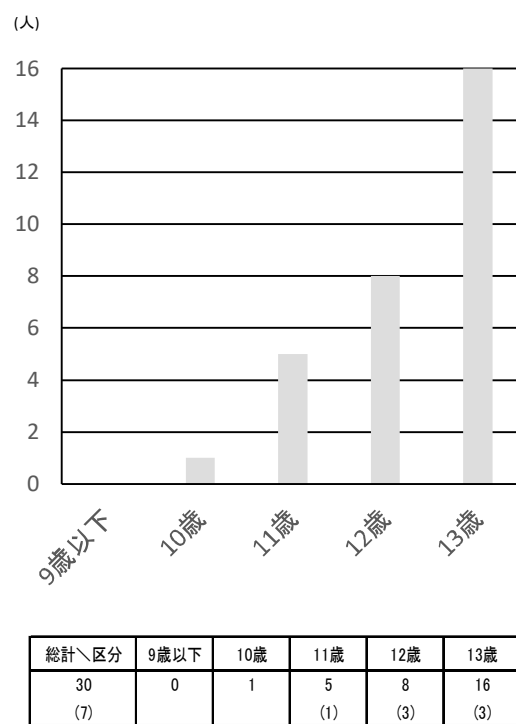
(2) 触法少年(刑法)の学職・年齢別状況

触法少年(刑法)の学職別では中学生が23人で、全体の76.7%を占めています。

触法少年(刑法)の学職・罪種別検挙状況

罪種別	学職別		
	計	小学生	中学生
凶悪犯	1		1
粗暴犯	8	5	3
うち傷害	4	1	3
窃盗犯	17	1	16
うち万引き	5		5
知能犯	0		
風俗犯	1		1
その他の刑法犯	3	1	2
占有離脱物横領	0		
令和5年中	30	7	23
令和4年中	19	2	17
全体に占める率(%)	100.0	23.3	76.7

触法少年(刑法)の年齢別状況



()内は、女子を内数で示す。

(3) 触法少年(刑法)による初発型非行の状況

触法少年(刑法)30人のうち初発型非行は15人で、触法少年(刑法)全体の50%を占めており、前年に比べ5人増加しています。

区分 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
触法少年(刑法)総数	71	35	32	39	22	15	15	8	19	30
初発型非行総数	34	22	12	23	9	8	9	1	10	15
万引き	12	12	9	16	5	4	9		5	5
オートバイ盗	7	5		4					1	3
自転車盗	11	3	2	3	3	4		1	4	7
占有離脱物横領	4	2	1		1					
触法少年(刑法)に占める割合(%)	47.9	62.9	37.5	59.0	40.9	53.3	60.0	12.5	52.6	50.0

初発型非行学職別状況

区分 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
初発型非行学職別	34	22	12	23	9	8	9	1	10	15
未就学										
小学生	4	3	8	11	3	4	3			
中学生	30	19	4	12	6	4	6	1	10	15

(4) 触法少年(刑法)による窃盗の手口別状況

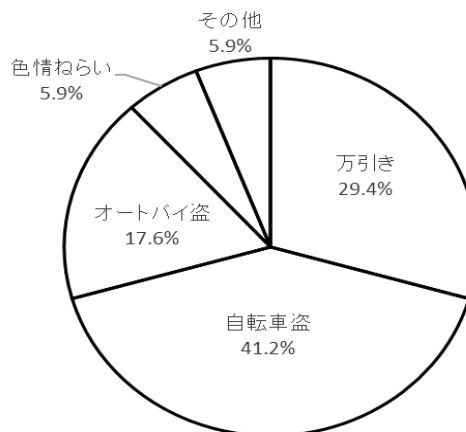
触法少年(刑法) 30人のうち、窃盗犯は17人(56.7%)で前年に比べ6人(54.5%)増加しています。

窃盗犯を手口別にみると、万引き5人(29.4%)、自転車盗7人(41.2%)、オートバイ盗3人(17.6%)、色情ねらいとその他の窃盗がともに1人(5.9%)となっています。

窃盗の学職別の内訳については、中学生が16人、小学生が1人となっています。

触法少年(刑法)による窃盗の手口別状況

手口 \ 年別	令和4年	令和5年	増減(人員)	増減率
万引き	5	5	0	-
自転車盗	4	7	3	75.0%
オートバイ盗	1	3	2	200.0%
色情ねらい	1	1	0	-
その他		1	1	-
総数	11	17	6	54.5%



(5) 触法少年(刑法)の女子非行の状況

令和5年中の触法少年(刑法)における女子の人数は7人(23.3%)で、前年より3人増加しています。

区分 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
触法少年(刑法)総数	71	35	32	39	22	15	15	8	19	30
うち男子	62	24	21	33	14	11	15	7	15	23
うち女子	9	11	11	6	8	4	0	1	4	7
触法少年(刑法)に占める女子率(%)	12.7	31.4	34.4	15.4	36.4	26.7	0.0	12.5	21.1	23.3

(6) 触法少年(刑法)の再非行の状況

区分	年別	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
触法少年	総数	71	35	32	39	22	15	15	8	19	30
	再非行者数	13	3	2	6	2	3	2	0	1	7
	再非行率(%)	18.3	8.6	6.3	15.4	9.1	20.0	13.3	0.0	5.3	23.3

(7) 触法少年(特別法)の状況

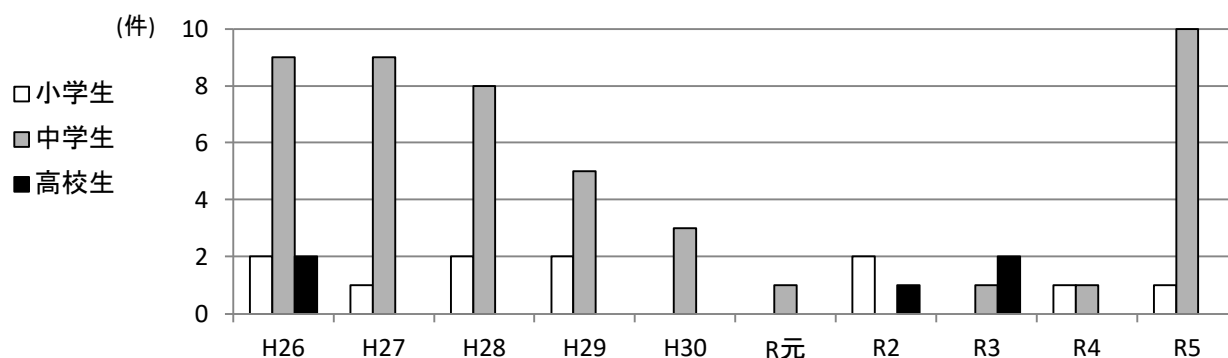
令和5年中、触法少年(特別法)は0人でした。

区分 \ 年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
総数	0	0	1	3	0	0	0	0	3	0
軽犯罪法			1	2					1	
迷惑防止条例				1						
児童ポルノ法									2	
その他										

6 校内暴力事件の状況

令和5年中に警察が取り扱った校内暴力事件は11件で、8人を検挙・補導しています。前年に比べると件数は9件（450.0%）、検挙・補導人員は6人（300.0%）増加しました。

校内暴力の推移(件数)



区分\年		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
総数	小学	2	1	2	2			2		1	1
	中学	9	9	8	5	3	1		1	1	10
	高校	2						1	2		
対教師	小学	1		2	1						
	中学	3	4	1	2	1	1				7
	高校										
生徒間	小学	1	1		1			2		1	1
	中学	5	4	7	3	2			1	1	3
	高校	2						1	2		
施設損壊	小学										
	中学	1	1								
	高校										

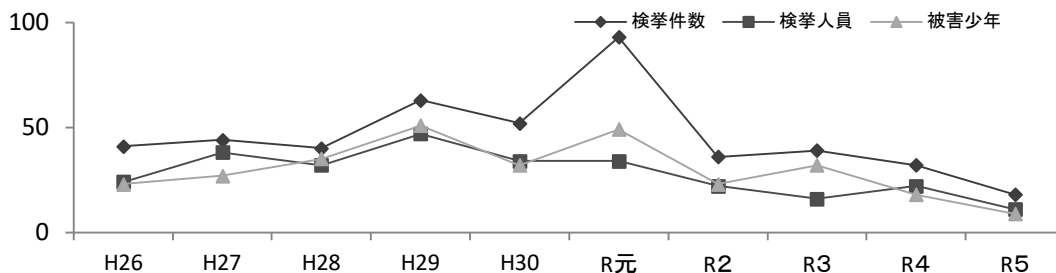
区分 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
検挙・補導件数	13	10	10	7	3	1	3	3	2	11
検挙・補導人員	17	12	10	8	3	1	3	4	2	8
被害者数	17	10	10	7	3	1	3	4	2	12

7 少年の福祉を害する犯罪の状況

令和5年中に少年の福祉を害する犯罪として検挙したのは、18件11人で、9人の被害少年を保護しています。

適用した法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が13件で最も多くなっています。

福祉犯検挙状況の推移



区分 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
検 挙 件 数	41	44	40	63	52	93	36	39	32	18
検 挙 人 員	24	38	32	47	34	34	22	16	22	11
被 害 少 年 数	23	27	35	51	32	49	23	32	18	9

適用法令別の推移(検挙件数)

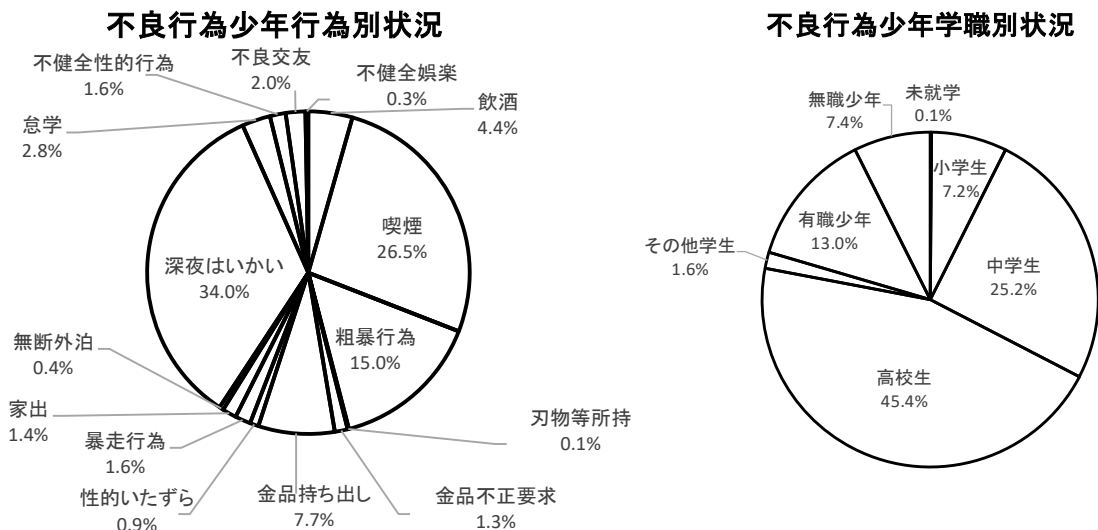
区 分 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
総 数	36	41	44	40	63	52	36	39	32	18
児童福祉法	1	2	2	1	1	1	2		1	
児童買春・児童ポルノ禁止法	20	24	19	25	23	50	16	25	19	13
職業安定法										
労働基準法			1	2	2					
未成年者喫煙禁止法	6		7	15	4	3	2			
風営適正化法		3	2	2	6	1		1	1	
青少年健全育成条例	14	15	4	15	16	36	16	13	9	5
大麻取締法						1			2	
そ の 他			5	3		1				

8 不良行為少年の状況

令和5年中に、街頭補導活動などで補導した不良行為少年は、705人で前年に比べると199人(22.0%)の減少となっています。

行為別にみると、深夜はいかいが240人(34.0%)と最も多く、次いで、喫煙が187人(26.5%)の順となっています。

学職別では、高校生が320人(45.4%)と最も多く、次いで中学生が178人(25.2%)、有職少年が92人(13.0%)の順となっています。

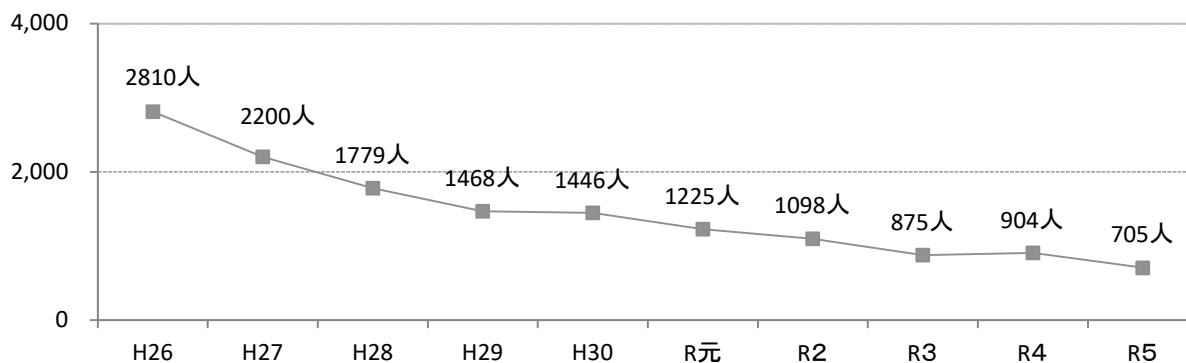


不良行為少年行為別・学職別状況

学職 \ 行為	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	刃物等所持	金品不正要求	金品持ち出し	性的いたずら	暴走行為	家出	無断外泊	深夜はいかい	怠学	不健全性的行為	不良交友	不健全娯楽	令和5年数中
不良行為少年	31 (9)	187 (23)	0	106 (12)	1 (1)	9	54 (16)	6	11	10 (6)	3 (2)	240 (56)	20 (8)	11 (4)	14 (3)	2	705 (140)
未就学							1										1
小学生				24			19		1			1	5		1		51
中学生	11	21		51		7	16	2	1	9	1	35	14	1	7	2	178
高校生	14	102		21	1	2	13	4	2	1	2	143	1	10	4		320
その他学生	1	7		1			2										11
有職少年	3	39		5			1		2			40			2		92
無職少年	2	18		4			2		5			21					52

()内女子数

不良行為少年の推移



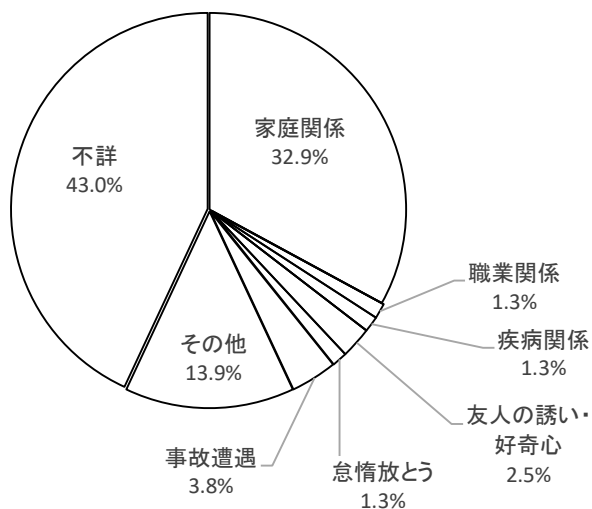
9 家出少年の状況

令和5年中に家出した少年は、79人で前年に比べ5人（6.0%）減少しました。

家出の原因・動機別にみると家庭関係が26人（32.9%）と最も多くなっています。

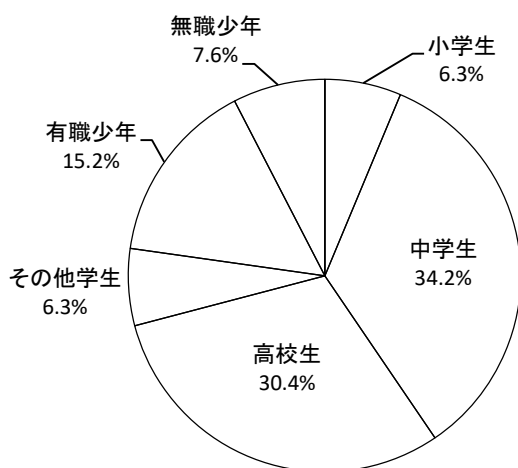
学職別では、中校生が27人（34.2%）と最も多く、次いで高校生が24人（30.4%）となっています。

家出の原因・動機別状況



原因・動機別	R4年(人)	R5年(人)	構成比
家庭関係	26	26	32.9%
異性関係	1	0	0.0%
学業関係	6	0	0.0%
職業関係	1	1	1.3%
疾病関係	0	1	1.3%
放浪癖	1	0	0.0%
友人の誘い・好奇心	4	2	2.5%
怠惰放とう	4	1	1.3%
事故遭遇	0	3	3.8%
その他	9	11	13.9%
不詳	32	34	43.0%
総数	84	79	100.0%

家出少年の学職別状況



学職別状況	R4年(人)	R5年(人)	構成比
未就学	4		
小学生	4	5	6.3%
中学生	33	27	34.2%
高校生	29	24	30.4%
その他学生	5	5	6.3%
有職少年	8	12	15.2%
無職少年	1	6	7.6%
総数	84	79	100.0%

10 少年相談の受理状況

徳島県下における少年相談件数は2,629件で、前年に比べ38件（1.4%）減少しています。

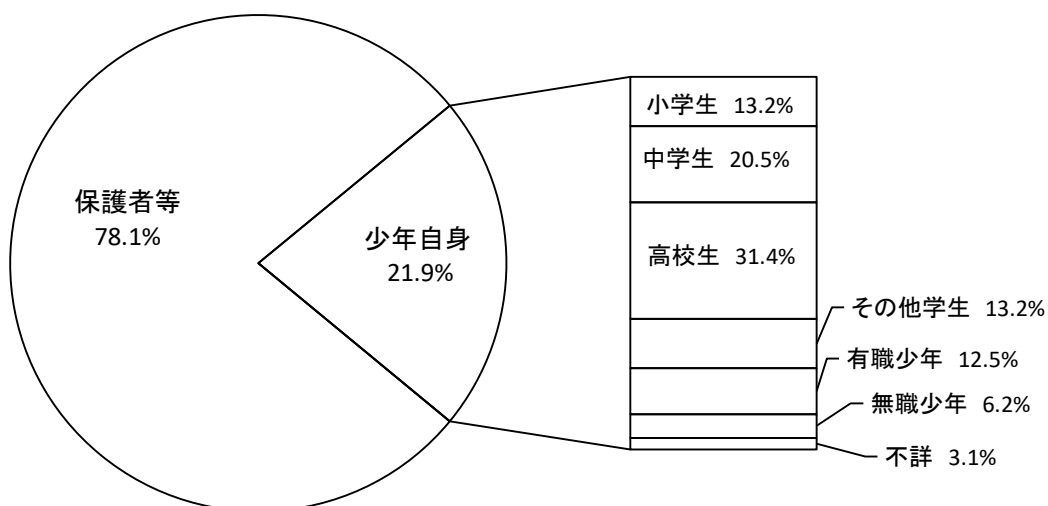
相談内容については、家庭問題897件（34.1%）、犯罪被害711件（27.0%）、学校問題333件（12.7%）、非行問題240件（9.1%）、の順となっています。また、相談者については、保護者からの相談が1,008件（38.3%）、少年からの相談が577件（21.9%）となっています。

少年相談受理状況

相談者/ 相談内容	受 理 総 数	非行問題					学校問題					家庭問題			交 友 問 題	健 康 問 題	犯 罪 被 害	自 殺 関 係	そ の 他			
		小 計	窃 盗	薬 物 乱 用	性 の 逸 脱 行 為	不 良 行 為	そ の 他	小 計	校 内 暴 力	不 登 校	い じ め	生 徒 指 導	そ の 他	小 計						児 童 虐 待	家 庭 内 暴 力	そ の 他
受理総数	2629	240	37	5	15	81	102	333	19	7	38	65	204	897	287	40	570	222	14	711	21	191
少年自身	577	21		1	6	7	7	17	1		8		8	81	31	2	48	117	9	280	9	43
保護者	1008	56	12	1	5	18	20	76	8	4	17	5	42	491	108	35	348	73	3	263	4	42
その他	1044	163	25	3	4	56	75	240	10	3	13	60	154	325	148	3	174	32	2	168	8	106

少年相談の学職別受理状況

年 別	学職別 受理件数	全 相 談 件 数	少年自身から									保 護 者 等 か ら
			小 計	未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他 学 生	有 職 少 年	無 職 少 年	不 詳	
令 和 4 年	全 相 談 件 数	2667	617		74	117	217	82	73	40	14	2050
	うち 女性	1568	343		42	70	138	49	28	10	6	1225
	うち 電話相談	1094	148		7	12	51	29	27	11	11	946
令 和 5 年	うち 女性	613	68		2	7	27	19	7	3	3	545
	全 相 談 件 数	2629	577		76	118	181	76	72	36	18	2052
	うち 女性	1518	330		42	66	114	50	28	25	5	1188
	うち 電話相談	1141	120		11	18	32	19	17	11	12	1021
	うち 女性	662	59		2	11	17	12	7	6	4	603



11 非行防止・薬物乱用防止活動状況

○ 非行防止教室について

令和5年中に、小・中・高等学校等144校17,469人を対象に警察官、少年補導職員等を講師とする「インターネット安全利用教室」等の非行防止教室を開催しました。

非行防止教室開催状況

対象区分	開催校数	参加生徒数
小学校	48	2,124
中学校	58	6,112
高等学校	32	8,944
その他学校	6	289
合計	144	17,469

(薬物乱用防止教室を含む)

○ 薬物乱用防止教室について

全国的に、少年の薬物汚染は、依然として憂慮すべき状況にあります。

警察では、薬物乱用防止対策の一つとして、県、教育委員会及び学校薬剤師会と連携し、小学生・中学生・高校生等を対象に薬物の危険性、有害性を正しく理解するため「薬物乱用防止教室」を開催しています。

令和5年中には、小・中・高等学校等124校で9,960人を対象に警察官、少年補導職員及びスクールサポーター等を講師とする薬物乱用防止教室を開催しました。

スクールサポーターとは、学校と警察とのパイプ役として、警察官等OBが徳島中央警察署等県下7警察署に配置されているものです。主に学校及びその周辺地域における児童等の犯罪被害防止及び非行防止教室等に係る活動を行っています。

薬物乱用防止教室開催状況

対象区分	開催校数	参加生徒数
小学校	42	1,462
中学校	50	3,809
高等学校	27	4,600
その他学校	5	89
合計	124	9,960

(非行防止教室の内数)

12 少年警察ボランティアについて

◆ 少年補導協助手員 315人

警察署長から委嘱を受け、警察官等と連携し、警察署を拠点として非行少年等の早期発見や補導、有害環境の浄化活動や健全育成活動に従事しています。

◆ 少年指導委員 23人

公安委員会から委嘱を受け、歓楽街での街頭補導や風俗営業者等に少年の非行を誘発する行為、その他少年の健全な育成に有害な影響を及ぼすおそれのある行為をしないよう協力要請するなどの活動に従事しています。

◆ 少年を非行から守る母の会

地域において、少年の非行防止・健全育成のための活動に従事しています。

◆ 学生ボランティア

県下において、中学生・高校生・大学生有志によるボランティアグループが少年非行・健全育成活動に活躍しています。

13 少年サポートセンターの活動状況

警察では、深刻な状況にある少年問題に対処するため、平成11年4月に警察本部に少年サポートセンターを設置しており、令和3年4月からは、これまでの警察本部に加え、東部、西部、南部と少年サポートセンターの方面運用が始まりました。

少年サポートセンターでは、個々のケースについて専門的な見地からアセスメントし、柔軟で効果的な対応ができるよう努めるとともに、少年の居場所づくり活動などを通じた独自の活動を展開することで幅広い支援ができるよう取り組んでいます。

各方面サポートセンター活動(令和5年1月～12月)

活動別 項目	少年相談	継続補導	うち立ち直り支援	継続的支援
本部	59	2	0	1
東部	290	30	2	4
西部	53	2	0	0
南部	25	0	0	4
累計	427	34	2	9

～警察本部少年サポートセンターの主な活動（令和5年中）～

◆ 少年相談活動

様々な悩みを持つ少年や保護者のため、面接（サンデー親子相談室（毎月第1日曜日）等）や電話（ヤングテレホン・いじめホットライン）による相談活動を実施しています。令和5年中の少年に関する相談件数は167件で前年に比べ、9件（5.1%）減少しています。

主な内訳は、いじめホットライン33件（19.8%）、ヤングテレホン28件（16.8%）、面接相談11件（6.6%）となっています。

相談内容については、学校問題43件（25.7%）、非行問題23件（13.8%）、家庭問題18件（10.8%）の順となっています。

相談者については、保護者からの相談が64件（38.3%）、少年からの相談が27件（16.1%）となっています。

◆ 継続補導・被害少年への継続的支援・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

不良行為少年などいろいろな問題を抱えた少年、犯罪被害・いじめ・児童虐待などの被害少年やその保護者に対して、学習支援活動などの継続補導や継続的支援、長期的カウンセリングを実施しています。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動では、非行を犯した少年に連絡を取って相談を受けたり、学習支援などの体験活動を行うなどして、少年の居場所づくり、社会との絆の強化に努めています。その結果、生活が改善されたり、再非行が防止されるなどの効果をあげています。

◆ その他の活動

☆ 「阿波っ子スクールサポートチーム」（ASST）

児童生徒による問題行動で、課題を抱える小・中・高等学校への支援を充実するため、県教育委員会人権教育課と連携し、平成15年9月から「阿波っ子スクールサポートチーム」（ASST）を組織し、運用を行っています。令和5年中は6校（中学校6校）から要請を受けチーム会議を7回開催し、児童生徒の非行問題等の解決を図るため協議・対応しました。

☆ 「少年に手を差し伸べる立ち直り支援」

問題を抱えた少年に対し手を差し伸べ、地域社会との絆の強化を図る中でその立ち直りを支援し再非行を防止する取組の一環として、農業体験や料理体験、学習支援などを実施しています。

14 主な検挙・補導事例(令和5年)

◎ 刑法犯事件

◆ 専門学校生(19歳)による詐欺事件(1月)

氏名不詳者と共謀し、少年は金融機関職員に成りすまして、高齢女性宅を訪れキャッシュカード1枚を騙し取った。少年は闇バイトに応募して犯行に関わった。

◆ 女子専門学校生2名(18歳)による自殺幫助事件(11月)

県内の専門学校に通う男子学生(19歳)とともに、自殺を計画し、量販店でロープや粘着テープを購入。ロープを切るなどの準備をし、男子学生が自殺するのを手助けした。

◎ 特別法犯事件

◆ 中学生(15歳)による銃刀法違反事件(1月)

少年は徳島市内の公園において、正当な理由なく刃体の長さ約19センチメートルの包丁を携帯していた。

◆ 高校生(18歳)による麻薬及び向精神薬取締法違反事件(11月)

少年は大麻成分を含んだ疑いのあるリキッドを所持していたため、任意の尿検査を実施したところMDMAが検出された。

◎ 福祉犯事件

◆ 岩手県青少年環境浄化条例違反(1月)

無職の男(52歳)は、徳島県内在住の少女を約50日間にわたり連れ回し、少女が18歳未満であると知りながら性行為やわいせつな行為をした。

◆ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童買春、単純製造)(11月)

兵庫県南あわじ市の職員(41歳)は、SNSで知り合った女子高校生(17歳)が18歳未満と知りながら、現金を渡し、徳島市内のホテルでみだらな行為をし、その様子をビデオカメラなどで撮影した。

インターネットは危険もいっぱい！

全国で SNS を通じて児童ポルノや児童買春などの犯罪被害に遭った児童は令和5年中 1,665 人(前年比-67 人)と高い水準で推移しています。学職別に見ると、高校生と中学生で約9割を占めていますが、小学生の被害が139人(前年比25人)と年々増加しており、令和5年中は県内でも SNS を通じて小学生が犯罪被害に遭っています。フィルタリング利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割弱が被害時にフィルタリングを利用していませんでした。

「自画撮り被害」も近年増加！

令和5年中に児童ポルノ事件の児童が自らを撮影した画像に伴う被害(自画撮り被害)にあった児童は527人で、前年比で50人減少しました。児童の学職別割合では、中学生が約5割を占め、高校生を含めると9割弱を占めます。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

フィルタリングを必ず利用しましょう！

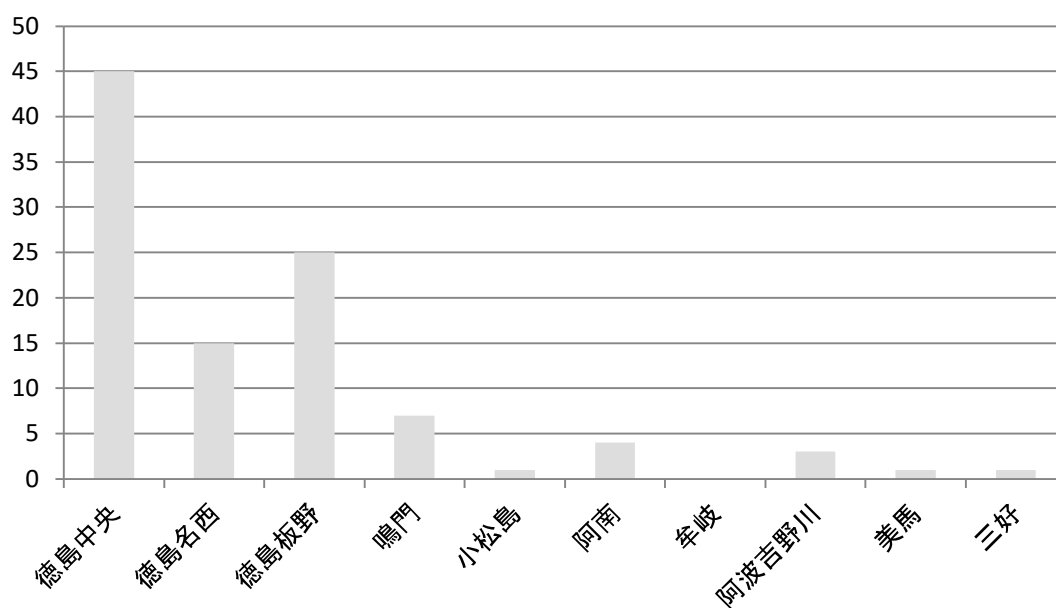
子どもが安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①携帯電話回線による接続、②無線 LAN 回線(Wi-Fi)による接続、③アプリによる接続の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①②③のフィルタリングが可能です。使用時間や利用できるアプリの制限など、子どもの学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

15 警察署別刑法犯少年・触法少年(刑法)の検挙・補導状況

刑法犯少年・触法少年(刑法) 102人中、警察署別検挙・補導状況については、多い順に徳島中央署が45人(66.2%)、徳島板野署が25人(36.8%)、徳島名西署が15人(22.1%)、鳴門署が7人(10.3%)となっています。

過去10年間の推移(平成26年～令和5年)

署別 \ 年	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
徳島中央	80	47	43	43	35	33	15	24	22	45
徳島名西	55	19	21	32	14	16	13	16	11	15
徳島板野	76	67	43	49	24	29	9	6	22	25
鳴門	29	11	12	11	4	5	5	5	10	7
小松島	18	22	12	9	10	5	6	2	3	1
阿南	22	22	19	18	13	10	14	3	5	4
牟岐	5		4	3	1	3	6	6		
阿波吉野川	28	6	5	7	6	17	7	1	2	3
美馬	9	16	5	6	3		2	4	1	1
三好	10	6		6	1	3	2	1	2	1
計	332	216	164	184	111	121	79	68	78	102



◆ 県下警察署一覧

各警察署においても少年相談を受理していますので、ご利用ください。

	警察署名・担当課		所在地	電話番号
東部サポートセンター	徳島中央警察署	生活安全課	徳島市徳島町1丁目5-2	088-624-0110
	徳島名西警察署	生活安全課	徳島市庄町3丁目5	088-632-0110
	徳島板野警察署	生活安全課	板野郡北島町鯛浜字川久保211-1	088-698-0110
	鳴門警察署	生活安全課	鳴門市大津町吉永755-7	088-685-0110
南部サポートセンター	小松島警察署	生活安全課	小松島市日開野町字崎田26	0885-32-0110
	阿南警察署	生活安全課	阿南市富岡町トノ町1-4	0884-22-0110
	牟岐警察署	刑事生活安全課	海部郡牟岐町大字中村字山田2-1	0884-72-0110
西部サポートセンター	阿波吉野川警察署	生活安全課	吉野川市川島町川島550-1	0883-25-6110
	美馬警察署	生活安全課	美馬市脇町字拝原1976-1	0883-52-0110
	三好警察署	生活安全課	三好市池田町ウエノ3039-1	0883-72-0110

●～少年相談はヤングテレホン・いじめホットライン～●

少年に関するいじめや非行などでお悩みの方は、ヤングテレホン、いじめホットラインへ相談してください。どんな小さなことでも結構ですので一人で悩まずに気軽に相談してください。相談者の秘密は守ります。

ヤングテレホン **088-625-8900**
 受付時間 月～金曜日
 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始を除く)

いじめホットライン **088-623-7324**
 受付時間 24時間
 (夜間、休日は警察本部当直員が対応)

サンデー親子相談室
 毎月第1日曜日 10:00～16:00
 (但し、1月は第2日曜日に開設することがあります。要問合せ。)
 警察本部1階相談室で開設しています